

第8期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）に係るパブリックコメント

提出された意見の概要と市の考え方

No.	意見の要旨	市の考え方
1	計画（案）に記載のある総合事業のサービス利用者には、事業対象者も含まれるため、該当の当該統計資料に事業対象者も含めては如何か。 （p10（認定者の状況）、p24（②介護予防事業の推進）、p31～32	事業対象者の状況も把握しておくことが重要であることから資料として追加します。また、介護予防通所介護、介護予防訪問介護が総合事業に移行したことについても追記いたします。
2	『通所介護の一部が居宅サービスから地域密着型サービスへ移行されたことによるもの』という記載がp15にあるが、介護予防通所介護サービスから、総合事業へ移行されたことによることについての記載がないが如何か。	
3	p41の01、「さらに、・・・保健師・社会福祉士、主任介護支援専門員のほか」のところ、「保健師・社会福祉士・主任介護支援員のほか」のほうがよい気がします。	「・」の列記に表記を改めます。
4	聴覚障害と高齢の二重のハンディを持ち、コミュニケーションの違いや情報が入らないために孤立している人は少なからず、確実に存在しています。西尾市手話言語条例に基づき、手話でコミュニケーションができる環境を維持し、孤立しないことを望みます。	本計画は障害福祉をはじめとする福祉分野で、横断的に連携を図りながら推進して参ります。
5	親しみやすいような「愛称」を作りませんか。 碧南市は「ほっとプラン」、安城市は「あんジョイプラン」。	現在は法律に基づく名称にしております。第9期における計画策定において参考にさせていただきます。
6	特別養護老人ホームの建設について 7期に計画されていたホーム建設がようやく着手され、来年度末ごろには入居できると聞いております。ようやくという感じです。待機者260人以上いると聞いております。100名入居の建設ができたとしても待機者は残ります。また、計画・建設・入居までには時間がかかります。今後も団塊の世代の人たちの施設入居の要望が一層高まるものと思われま	最新の特別養護老人ホームの待機者数は、愛知県が令和2年9月に発表した同年4月1日時点で130人（1年以内に入所を希望する要介護3から5の方で、他施設に入所した方を除く）とされています。

No.	意見の要旨	市の考え方
	<p>私の父も入居希望をしていましたが、当時その施設では100人以上の待ちでした。申し込みをして5年後に施設から入居の問い合わせがありました。その時は1年前に亡くなっていました。そんなことがないようにしたいものです。</p> <p>ぜひ、100床の施設建設を実現していただきたいと思います。</p>	<p>令和3年度に新たに100床の特別養護老人ホームが開所予定であること、また、第8期計画における国の指針に基づき、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームの整備状況を総合的に判断し、本計画期間中に新たな施設整備は行いません。</p>
7	<p>介護保険料について</p> <p>介護保険料はどうなっていますか。</p> <p>今コロナ禍の中で苦しい生活をしているという人がたくさんいます。国民健康保険・後期高齢者保険料の引き上げ・負担額の増加、年金支給額の目減りなど、いくつもの課題があります。こうした状況を踏まえ、引き上げなしにはできないものかと思います。繰越基金の活用もされていると思いますが、最大限の取り崩しをお願いし、引き上げをしないようにお願いします。</p> <p>また、低所得者の引き下げが国基準によって下げられていますが、さらなる引き下げを第1段階から第3段階まで引き下げて、低所得に配慮してほしいものです。</p> <p>現行の第13段階は前期に引き上げられたものですが、今期も対象人数は少ないと思いますが、合計所得金額が1,500万円以上の第14段階をもうけたらどうでしょうか。検討をよろしくお願いします。</p>	<p>介護保険料については、介護給付費準備基金の多く（4億円）を取り崩す予定であることや課税世帯の保険料率を見直すことで、保険料の上昇を最小限に抑えます。</p> <p>第1段階から第3段階までの非課税世帯の方に対しては、消費税率10%の引き上げに伴い通常の保険料算定とは別枠で公費の投入を行っており保険料の軽減がされております。</p>
8	<p>緊急時の体制強化について</p> <p>昨年7月に発生した豪雨は大きな水害をもたらしました。熊本県特別養護老人ホームの多くの入居者が犠牲になったことは悲しい出来事です。二度とこのことが起きないように施設管理者任せではなく、行政がしっかりと指導し、避難計画や訓練が行われているかどうか確認をしてほしいものです。市の防災計画と連携したものにしてほしいですし、検証もお願いします。</p>	<p>昨年7月の豪雨による熊本県特別養護老人ホームの被災については、問題がどこにあったのかといった検証から、今後同様のことが起きないように対策を考えることが必要と考えます。</p> <p>市では、地域防災計画において要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び避難訓練の実施など連</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
		携した支援については今年度より進められているところであります。
9	<p>高齢者に優しいまちづくりを 高齢者の外出支援としてタクシーチケットの助成券が月4枚交付となったと聞いています。</p> <p>助成券枚数が少ないとの声も聞いています。基準の1人暮らしは外してほしいとの声もあります。実態に合った、高齢者にやさしいものに改善していただきたいと思います。</p> <p>また、市内に走る「くるりんバス」などの65歳以上の高齢者には無料とすることもお願いします。</p>	<p>高齢者の外出支援としてタクシーチケットの助成券は、世帯員全員が75歳以上の世帯に対し、月3枚の配付を行っています。本市の財政面等も踏まえ、高齢者だけでなく、市全体の利便性が高まるよう「西尾市地域公共交通計画」と連携をしながら、交通政策を推進してまいります。</p>
10	<p>計画の全体に、「新型コロナ」に対する記述は、「影響がある」とか「不透明である」との記述があるのみで、対策が示されていない。</p> <p>「計画」の目的は、「住み慣れた地域で暮らせる「地域共生社会」づくり」であるが、コロナにより人と人との繋がりが絶たれ、ケア事業に大きな影響を与える事態となっている。</p> <p>利用者の感染拡大防止、介護従事者への感染防止や支援、事業所の対策にかかる経費の増大、何よりも、コロナ禍におけるサービスを控えざるを得ない利用者の状況とその要因を把握し対策を講じること。</p>	<p>事業計画におきましては、介護事業所に対して感染拡大防止のための物品の備蓄の促進や感染症対策に関する情報提供、サービス提供事業者間の連携強化を進めることとしております。</p> <p>コロナウイルスにより利用者がサービスを控えられる状況はあるものの、介護事業所が業務継続していけるよう、引き続き支援をしていくものであります。</p>
11	<p>p35「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」で外出を支援する取組のニーズが高まっていることが分かるが、p51では、外出支援への具体的な、サービス向上に向けた具体策がない。</p>	<p>タクシーチケットの交付や、免許を返納した75歳以上の方へのコミュニティバス割引乗車証の交付等を行っています。「西尾市地域公共交通計画」と連携しながら、高齢者を含めた市民の利便性を高める取組を推進してまいります。</p>
12	<p>p36「介護人材が不足している」「人材の不足を解消するための取組として必要だと思うことは、賃金の増加が75.0%」とのことだが、p62では、具体</p>	<p>事業計画におきましては「介護・保険・福祉のマンパワー確保」に関する取組として県や関係者と連</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
	<p>的な打開策が示されていない。国策に頼るだけでなく、市としての取り組みを明らかにすること。</p>	<p>携し事業の周知啓発に努めるとともに、介護人材の確保等に寄与できるよう職員募集等のPRチラシを市のホームページに掲載するなど介護事業所の支援を行うこととしております。</p>
1 3	<p>地域密着型サービスで、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」などのニーズがあるとの回答が多くなっているが、対応策が示されていない。具体的に対応策を示すこと。</p>	<p>現時点では、事業所の参入等が見込めない状況で計画には盛り込んでおりませんが、必要性は認識しており、事業所のサービス実施意向の把握に努め、参入を希望する事業者に対しては、相談支援等も実施してまいります。</p>
1 4	<p>p 75 介護保険料は、「国の介護報酬改定率の確定後に設定します。」となっている。保険料が高齢者世帯に大きな負担となっていることから、どの程度の保険料となるか「計画」で示されるべきではないのか。</p> <p>少なくとも、保険料の推計値を示すにあたって、次の点について、明確にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7期では、事業計画における保険給付費の推計が過大ではなかったのか。 ・繰越金や準備基金残高が第6期と比較して第7期でどうだったのか。 ・算定に当たり、介護給付費準備基金を全額取り崩すこと。 ・次年度繰越金も償還金を差し引いても残ると思われるが、繰越金も準備基金と同様に保険料算定に取り込めば、保険料を引き下げることができること。 	<p>平成30年度と令和元年度の2年間の給付費で、計画値に対しての実績値ですが、居宅サービスが95.3%、地域密着型サービスが86.9%、施設サービスが101.5%、居宅介護支援が98.3%で、合計は96.4%となっており過大であるとは考えておりません。</p> <p>第6期と第7期の比較について、それぞれ2年間の実績で比較しますと繰越金は960万円の増、介護給付費準備基金残高は100万円の増となっています。</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
	<p>高額所得者の最高段階を引き上げて、財源を確保することも含め検討し、低所得者への保険料を引き下げてください。</p> <p>・仮に、8期の計画期間中に不足する場合は、財政安定化基金から借り入れることができる制度があり、補填財源として考えること。</p> <p>・全国一律の将来推計システムを使用して推計するのではなく、実態に即し、市独自の方針で推計すべきではないのか。</p> <p>・国に財政負担を求めること。</p>	<p>介護保険料については、介護給付費準備基金の多く（4億円）を取り崩す予定であることや課税世帯の保険料率を見直すことで、保険料の上昇を最小限に抑えます。</p> <p>繰越金については、第8期で多くの介護給付費準備基金を取り崩すため、一定額を基金に積み立てる予定です。</p> <p>財政安定化基金の借入れは、返済の金額を次の3年間の保険料に上乗せすることになるため補填財源とはなりません。想定外の保険給付費の増額等に対応できるよう、一定の介護給付費準備基金残高を保有しておくことは安定した介護保険財政の運営ができるものと考えます。</p> <p>給付費の推計につきましては、第7期の利用実績を基に要介護認定者の増加や介護報酬の改定等の増加要因を踏まえ、厚生労働省の運営する「見える化システム」にて推計することとなっております。</p> <p>高齢者福祉計画は老人福祉法に基づき、介護保険事業計画は介護保険法に基づき計画を策定するもので、国に要望等を行う趣旨のものではありません。</p>
15	<p>特別養護老人ホームの整備計画では、西尾市の待機者は解消できず、さらに増えることが予想される。</p>	<p>令和3年度に新たに100床の特別養護老人ホームが開所予定であること、また、第8期計画における国の指針に基づき、サービス付き高齢者住宅や</p>

No.	意見の要旨	市の考え方
	<p>介護保険適用のグループホームでも、1か月あたりの利用者負担は十数万円が必要であり、年金でこれだけの費用を負担することは困難である。グループホームの建設とともに、利用者などへの家賃・食事の補助を検討すること。</p>	<p>有料老人ホームの整備状況を総合的に判断し、本計画期間中に新たな施設整備は行いません。</p> <p>施設サービス以外のグループホーム等のサービスとは別にかかる居住費・食費の補助については、現在のところ考えておりません。</p>
16	<p>日常生活圏域別には、サービスの必要性の隔たりがあり、介護施設・事業所の配置など、分散されるような方策を検討することが必要ではないか。計画に具体策を盛り込むこと。</p>	<p>日常生活圏域別のサービスについては、計画書22ページに現状を掲載しており、令和元年度に実施したアンケート調査においても、日常生活圏域別の高齢者のニーズ等を把握しております。</p> <p>現状では圏域を超える利用者も対象としている事業者がほとんどで、本人、家族の意向に沿い、地域特性を考慮したケアマネジメントをすることで対応できると考えております。引き続き利用者の実態等については、継続的に把握に努めて参ります。</p>